

令和6年10月25日

令和6年度第7回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和6年10月25日（金）

午後1時30分開会～午後3時閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 4階災害対策本部室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 農地法第4条第1項の規定による許可書の返戻届について

報 告 4 農地法第5条の規定による許可書の返戻届について

報 告 5 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

報 告 6 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地
利用集積等促進計画について

議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第32号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第33号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の承認について

4. 協議事項

1) 企画

協議（1） 令和6年度大崎市農業委員・農地利用最適化推進委員県内研修について

5. 出席農業委員(23名)

1番 菅原 ひろみ 委員

2番 小野寺 正 晃 委員

4番 中本 奈 美 委員

5番 白川 知 則 委員

7番 佐々木 ひろ子 委員

8番 櫻井 正 幸 委員

10番 菅原 清 一 委員

11番 佐々木 正 彦 委員

12番 下山 信 行 委員

13番 高橋 英理子 委員

14番 只 埜 和 臣 委員

15番 鈴木 至 委員

16番 佐藤 裕 之 委員

17番 佐藤 伸 幸 委員

- | | |
|----------------|----------------|
| 18番 佐々木 俊 通 委員 | 19番 佐々木 大 委員 |
| 20番 中 森 昭 悦 委員 | 21番 中 鉢 守 委員 |
| 22番 菅 原 まり子 委員 | 23番 今 野 久 男 委員 |
| 24番 中 條 泰 洋 委員 | 25番 熊 谷 安 正 委員 |
| 26番 佐々木 政 直 委員 | |

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

- | | |
|----------------|----------------|
| 12番 相 澤 光 徳 委員 | 14番 金 森 孝 志 委員 |
| 16番 今 野 浩 委員 | |

7. 欠席委員(3名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 3番 布 塚 幸 子 委員 | 6番 高 橋 順 子 委員 |
| 9番 齋 藤 真理子 委員 | |

8. 遅刻委員(なし)

9. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

10. 出席職員

事務局長	竹 内 満 博	事務局次長	藤 本 将 寛
事務局長補佐	星 充 浩	事務局長補佐	桑 添 滋 行
主幹兼係長	石 垣 佳 子	主幹兼係長	今 野 春 樹
主査	湯 山 栄 大	主事	鈴 木 聖 己
主幹	佐々木 賢	主幹兼係長	大 沼 淳 子
会計年度任用職員	千 葉 嘉 一		

午後1時30分開会

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

ただいまから、令和6年度第7回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。
開会にあたりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長から御挨拶をお願いいたします。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。佐々木会長、よろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、3番布塚幸子委員、6番高橋順子委員、9番齋藤真理子委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和6年度第7回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。7番佐々木ひろ子委員、8番櫻井正幸委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔報告1～6の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告6の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

報告4について質問させていただきます。返戻とのことですが、農地に戻すのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

農地に戻すということになります。

議長（佐々木政直会長）

21番委員、よろしいでしょうか。

21番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

報告4について質問させていただきます。既に着工し土盛りをした状態でも、農地として管理するということでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

その通りです。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

農家台帳の地目は田になっておりますが、盛土をして畑の状態にする場合は、現状変更届の提出は必要ないのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

盛土をする場合には現状変更届の提出が必要となります。申請地は現時点で盛土等を行われていなく、予定もないと伺っております。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。13番委員。

13番（高橋英理子委員）

報告5について質問させていただきます。計画の見直しとのことで取下げとなっているようですが、具体的に理由を詳しく教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

申請人より事業の実施が難しいための取下げと伺っております。

議長（佐々木政直会長）

13番委員，よろしいでしょうか。

13番（高橋英理子委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第29号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号77から91までの15か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

議案第29号番号80の1か件については、 番委員が関係する案件でありま

す。この1か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第29号番号80の1か件について、先に審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により
番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室、着席願います。
番委員退席願います。

〔番 委員 退席〕

議長（佐々木政直会長）

議案第29号番号80の1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第29号番号80の1か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

番委員の入室を認めます。

〔番 委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第29号番号77から79までと、番号81から91を合わせた14か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第29号番号77から79までと、番号81から91を合わせた14か件について、了としてよろしいでしょうか

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第29号番号77から91の15か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第30号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号5の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

10月24日木曜日午前9時より、8番委員、12番委員、14番委員、12番推進委員、14番推進委員、16番推進委員の6名と事務局2名で現地調査をしてまいりましたので調査報告いたします。番号5を8番委員、報告をお願いします。

8番（櫻井正幸委員）

番号5を報告いたします。転用目的は、駐車場10台分として利用するものです。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれておりました。管理状況は除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。周辺農地に対する影響は、農地がないため問題ないものと思われまゝです。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第30号番号5の1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。21番委員。

21番（中鉢守委員）

駐車場10台分とのことですが、何の駐車場でしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

トラクター2台、軽トラック1台、フォークリフト2台、コンバイン1台、2トントラック1台、田植機1台、乗用車2台分の駐車場と伺っております。

議長（佐々木政直会長）

21番委員，よろしいでしょうか。

21番（中鉢守委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第30号番号5の1か件を許可相当と認め，県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第30号番号5の1か件を許可相当と認め，県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に，議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について，番号81から96の16か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで，現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

現地調査の報告をいたします。番号81を8番委員，報告をお願いします。

8番（櫻井正幸委員）

番号81を報告いたします。転用目的は，資材置場，仮設駐車場，休憩室，仮設トイレ，敷地内通路を設置するものです。申請地周辺の状況は，宅地に囲まれておりました。管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。周辺農地に対する影響は，農地がないため問題ないものと思われまふ。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号82を12番委員，報告をお願いします。

12番（下山信行委員）

番号82を報告いたします。転用目的は，太陽光発電パネル180枚を設置するものです。申請地周辺の状況は，宅地と山林でございました。管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。周辺農地に対する影響は，農地がないため問題ないものと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号83，84，85を14番委員，報告をお願いします。

14番（只埜和臣委員）

番号83を報告いたします。転用目的は，太陽光発電パネル180枚を設置するものです。申請地周辺の状況は，宅地に囲まれておりました。管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，おおむね300メートル以内に駅が存在する第3種農地になります。周辺農地に対する影響は，農地がないため問題ないものと思われます。

続きまして，番号84，85を併せて報告いたします。転用目的は，診療所，調剤薬局，駐車場，通路を設置するものです。申請地周辺の状況は，宅地に囲まれておりました。管理状況は，稲刈り後の状態でした。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。周辺農地に対する影響は，農地がないため問題ないものと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号86を12番委員，報告をお願いします。

12番（下山信行委員）

番号86を報告いたします。集合住宅1棟，駐車場18台分，ゴミ集積場，物置，通路を設置するものです。申請地周辺の状況は，宅地に囲まれておりました。管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。周辺農地に対する影響は，農地がないため問題ないものと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号87を8番委員，報告をお願いします。

8番（櫻井正幸委員）

番号87を報告いたします。転用目的は，太陽光発電パネル192枚を設置するものです。申請地周辺の状況は，山林に囲まれておりました。管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。周辺農地に対する影響は，農地がないため問題ないものと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号88を12番委員，報告をお願いします。

12番（下山信行委員）

番号88を報告いたします。転用目的は，居宅1棟，駐車場4台分，物置を設置するものです。申請地周辺の状況は，宅地に囲まれておりました。管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。周辺農地に対する影響は，農地がないため問題ないものと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号89，90，91を14番推進委員，報告をお願いします。

14番（金森孝志推進委員）

番号89を報告いたします。転用目的は，駐車場，植栽，通路として利用するものです。申請地周辺の状況は，宅地に囲まれておりました。管理状況は，雑草が繁茂しておりました。農地区分は，10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。周辺農地に対する影響は，農地がないため問題ないものと思われます。

続きまして，番号90を報告いたします。転用目的は，太陽光発電パネル560枚を設置するものです。申請地周辺の状況は，田と宅地のございました。管理状況は，稲刈り後の状態でした。農地区分は，おおむね300メートル以内に駅が存在する第3種農地になります。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき，周辺農地に対する影響はないものと思われます。

続きまして，番号91を報告いたします。転用目的は，宅地分譲7区画，位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は，田に囲まれておりました。

管理状況は、稲刈り後の状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。雨水はU字溝へ流し、土砂流出対策は、境界に擁壁を設置する計画のため、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号92を12番推進委員，報告をお願いします。

12番（相澤光徳推進委員）

番号92を報告いたします。転用目的は、事務所、作業スペース、通路を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地と山林でございました。管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。周辺農地に対する影響は、農地がないため問題ないものと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号93，94を16番推進委員，報告をお願いします。

16番（今野浩推進委員）

番号93を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル284枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれておりました。管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。周辺農地に対する影響は、農地がないため問題ないものと思われます。

続きまして、番号94を報告いたします。転用目的は、砂利採取をするものです。申請地周辺の状況は、田に囲まれておりました。管理状況は、稲刈り後の状態でした。農地区分は農振農用地ですが、2年以内の一時的な転用であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は自然浸透により対応可能と判断でき、周辺農地に対する影響はないと思われます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号95，96を12番推進委員，報告をお願いします。

12番（相澤光徳推進委員）

番号95を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル372枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、山林に囲まれておりました。管理状況は、雑草

が繁茂しておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。周辺農地に対する影響は、農地がないため問題ないものと思われま

す。続きまして、番号96を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル372枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、山林に囲まれておりました。管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地になります。周辺農地に対する影響は、農地がないため問題ないものと思われま

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第31号番号81から96の16か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。17番委員。

17番（佐藤伸幸委員）

番号95、96について質問させていただきます。位置図では隣接している土地ですが、売買価格に差がある理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

売買価格交渉について事務局では把握していません。提出された事業実施計画書概要に基づいて記載しております。

議長（佐々木政直会長）

17番委員、よろしいでしょうか。

17番（佐藤伸幸委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。7番委員。

7番（佐々木ひろ子委員）

番号87、90について質問させていただきます。転用面積に対して太陽光発電パネルの設置面積がかなり少ない理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

転用位置図のとおり，太陽光パネルの枚数と配置図での事業計画が提出されております。パネルの角度や作業用通路，土地の法面などを踏まえ転用に必要な面積であるかを確認し，事業を実施する上で必要な面積であるものとなっております。

議長（佐々木政直会長）

7番委員。

7番（佐々木ひろ子委員）

位置図には太陽光パネルの枚数の記載がございますが，数えてみると転用事由に記載のある枚数と一致しておりませんので，確認していただくべきだと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

承知いたしました。

（議案第31号番号87，90について後日確認したところ，位置図はあくまでイメージであり，申請書，平面図に記載されている枚数が正しいものであるとの事。）

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。23番委員。

23番（今野久男委員）

番号84，85について質問させていただきます。連坦している土地ですが，平米あたりの賃借料が倍近く差がある理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

譲受人が異なりますので，それぞれ価格交渉があったものと思われます。事務局としましては，提出された事業計画書概要に基づき記載しております。

議長（佐々木政直会長）

23番委員，よろしいでしょうか。

23番（今野久男委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第31号番号81から96の16か件を許可相当と認め，県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第31号番号81から96の16か件を許可相当と認め，県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に，議案第32号農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について，番号55から67までの13か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは，議案第32号番号55から67までの13か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

番号56から67について質問させていただきます。以前から同じような計画変更から続いておりますが，申請人は作付け作物を全てユーカーリに変更する計画なのででしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

申請人より，作付け作物の変更は今月で終了と伺っております。令和8年の事業計画ではユーカーリが709アール，南天が160アールの2品種の予定と伺ってお

ります。

議長（佐々木政直会長）

18番委員，よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。4番委員。

4番（中本奈美委員）

番号55について質問させていただきます。工期の変更のみですと進捗状況の届出に記載すれば問題ないものであると把握しておりますが，工期の変更のみでしょうか。計画内容の変更もあるのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

工期のみの変更となっております。転用許可申請をする際に，許可申請書がそのまま許可書となり，許可書に工期が記載されていることから，変更承認申請の提出をさせていただいております。

議長（佐々木政直会長）

4番委員，よろしいでしょうか。

4番（中本奈美委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

番号56から67について質問させていただきます。作付け作物を商品単価の高いユウカリに変更とのことですが，単価はいか程でしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

定植した年を1年目とした場合，5年目の単収は100万円を見込んでいると伺

っております。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

5年目までの収量報告の内容はどのようになりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

2年目の単収が20万円、3年目が50万円、4年目が75万円の試算と伺っております。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

水稻より高いと思われませんが、基準単収は5年後を見据えて、その都度設定されている作物であるということでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

実際の生育状況に応じて求めた単収の試算となります。去年は先ほど申し上げた単収の半分程度で事業計画をご提出いただいております。生育状況や販売状況が予定していたより好調であったことから、見込み収量の見直しがございました。

議長（佐々木政直会長）

2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

今後も他の事業者からもこのような変更承認申請があるかと思われま。収量報告について着目していただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第32号番号55から67までの13か件について許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第32号番号55から67までの13か件について許可相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、議案第33号農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の承認について、番号376から388までの13か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第33号番号376から388までの13か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第33号番号376から388までの13か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第33号番号376から388までの13か件について承認し、市に通知いたします。これで審議事項を終了いたします。ここで暫時休憩いたします。午後2時40分まで。

〔午後2時30分から午後2時40分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

次第の8協議事項に入ります。企画の協議（1）令和6年度大崎市農業委員・農地利用最適化推進委員県内研修について事務局より説明願います。

事務局（今野春樹主幹兼係長）

[事務局からの説明]

議長（佐々木政直会長）

ただ今、事務局より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の協議（１）令和６年度大崎市農業委員・農地利用最適化推進委員県内研修については承認いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より、業務予定をお願いします。

事務局（竹内満博事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。８番委員。

８番（櫻井正幸委員）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。事務局。

事務局（竹内満博事務局長）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

これをもちまして、令和6年度第7回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時閉会

大崎市農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 10 月 25 日

会 長 佐々木 政 直

委 員 佐々木 ひろ子

委 員 櫻 井 正 幸